

### 宅地建物取引業者営業保証金取りもし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成31年4月5日

記

[掲載順序]

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①日本郵政株式会社 ②国土交通大臣(3)7683 ③代表執行役 長門正貢 ④東京都千代田区大手町二丁目3番1号 廃止した従たる事務所 北海道札幌市中央区北二条西4-3 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都千代田区大手町二丁目3番1号 日本郵政株式会社 代表執行役 長門正貢

①株式会社湘洋 ②神奈川県知事(2)26701 ③代表取締役 府中洋 ④神奈川県藤沢市鶴沼橋1丁目17番13号 ⑤1000万円 ⑥神奈川県知事 ⑦神奈川県藤沢市鶴沼橋1丁目17番13号 株式会社湘洋 代表取締役 府中洋

①株式会社友進 ②大阪府知事(1)57449 ③代表取締役 吉本勝司 ④大阪府東大阪市岸田堂北町9番17号 ⑤1000万円 ⑥大阪府知事 ⑦大阪府東大阪市岸田堂北町9番17号 株式会社友進 代表取締役 吉本勝司